

平尾墓園の管理料に関するQ&A

問1 管理料はどのような経費に使われるのですか？

利用者の皆様に快適にお墓参りをしていただくために、ご負担いただいた管理料は、清掃、ごみの処分、樹木の管理、草刈り、バケツの購入、老朽化した施設の修繕など、平尾墓園の維持管理経費に使われます。

問2 どうして管理料を負担することになったのですか？

今までも清掃、ごみの処分などの管理をしてまいりましたが、平成21年に平尾墓園内での区画の新規造成が終了し、その後の限られた収入では、快適にお墓参りをしていただくための環境を整えることが難しくなってきました。

また、近年、市民の皆様が特定の施設やサービスを利用される場合、利用される方にその費用の一部をご負担していただくという考え方が一般的になってきたことから、他市の霊園の管理・運営を参考にしながら、検討を進めてきました。

このようなことから、継続して安定したサービスを提供するために、維持管理に必要な経費の一部を、墓地使用者（名義人）の皆様にご負担をお願いすることといたしました。

問3 最初に管理料を支払っていますが、永代ではないのですか？

墓地の使用許可を受ける際に納めていただいた管理料については、20年分の管理料となっております。これまでは、墓地の新規造成による使用料収入により、平尾墓園の経営が安定していたこともあり、使用期間が20年を経過した方々への再徴収を見送ってまいりました。

なお、墓地の使用許可を受ける際に納めていただいた使用料については、継続して墓地の区画を使用していただける限りにおいて、永代での使用料となっており、再徴収などはございません。

問4 維持管理に年間どのくらい経費がかかっているのですか？

平成29年度には、清掃、ごみの処分、樹木の管理、施設修繕など、平尾墓園の維持管理経費として、約832万円かかっています。

この中には、事務職員の人件費は含まれておりません。

問5 管理料2,480円は、どのようにして算出したのですか？

管理料は、過去5年間の維持管理経費の年平均額に、管理料請求に必要な経費と当面必要な老朽化した施設の修繕費を加算した約938万円を墓地区画数(3,776区画)で割り返し、端数処理して得た額が、2,480円です。

管理料の算出方法

$$938\text{万円} \div 3,776\text{区画} \div \underline{2,480\text{円}}$$

経費の内訳は、快適にお墓参りをしていただくため、これまで同様の清掃やごみの処分の他、管理料請求に必要な電算システム等の経費、支障木の撤去費用、施設の小規模な修繕費用などを計上しております。

また、事務職員の人件費や大規模な改修費用は含んでおりません。

問6 なぜ、毎年度、管理料を徴収するのですか？複数年度分まとめて支払いできますか？

毎年度管理料を請求させていただくことにより、墓地使用者(名義人)の方々の現住所などについてもあわせて確認させていただくこととなります。これまでの長期の管理料を徴収する方法では、墓地使用者の方々との連絡が途絶えてしまいお墓が無縁化してしまうおそれがあることから、毎年度請求させていただくこととなりました。同様の理由により、複数年度分まとめてのお支払いもできません。

問7 管理料の請求時期は？支払いの期限は？

毎年度、7月頃(予定)に管理料のお支払いをしていただくための納付書(請求書)を発送する予定としております。お支払いの期限は、市が納付書(請求書)を発送した日から2ヵ月程度です。

問8 管理料の支払方法は？

年一回、金融機関などの窓口でのお支払いをお願いいたします。7月頃にお手元に届く納付書(請求書)を金融機関などの窓口へ持参し、お支払いをしていた

だくこととなります。

お支払い可能な窓口は次のとおりです。

	お支払い可能な金融機関などの窓口
県内の方	伊予銀行、愛媛銀行、三井住友銀行、東予信用金庫、広島銀行、百十四銀行、香川銀行、高知銀行、新居浜市農業協同組合、四国労働金庫、愛媛信用金庫、上部支所、川東支所、別子山支所 ※ゆうちょ銀行では納付できません。
県外の方	ゆうちょ銀行のみ

問 9 管理料の口座振替やコンビニでの支払いはできないのですか？

他の公共料金で実施されております口座からの自動引き落としやコンビニでのお支払いについては、現行の電算システムの仕様上、すぐには実施できません。

口座からの自動引き落としにつきましては電算システム改修を終える数年以内には実施できる見込みでございますが、コンビニでのお支払いにつきましては多額の経費がかかりますことから当面は実施の予定はございません。他のお支払方法が可能となるまでの間、皆様には大変ご不便をお掛けしますが、窓口でのお支払いについてのご理解とご協力をお願いします。

問 10 墓地使用者が入院中で支払いできません。親族が代わりに支払えますか？

墓地使用者（名義人）ご本人様が入院されていて郵便物がお手元に届かない、身体が不自由で金融機関まで行けないなどの事情がある場合は、別の住所やご親族の方に関係書類を送ることができます。環境保全課までご相談ください。

問 11 使用料と管理料の違いは？

使用料とは、墓地の使用許可を受ける際に納めていただくもので、用地取得費、造成費、大規模な施設改修費などから算出しております。個人が墓地の区画をお使いいただくためのものです。

一方、管理料は、平尾墓園の共用部分に係る清掃、ごみの処分、樹木の管理、草刈り、施設の小規模な修繕などの維持管理に必要な費用について、墓地使用者

(名義人) の皆様にご負担をお願いするものです。

問 1 2 管理料を支払わなかった場合に罰則等はあるのですか？

管理料を支払わない方に対しては、他の公共料金と同じように、督促や催告の手続きをいたします。それにもかかわらず、3年間支払いを滞納された場合には、聴聞等の手続きを経て、墓地の使用許可の取消しができることとなっています。

問 1 3 今後も管理料の見直しはあるのですか？

管理料の見直しについては、おおむね5年ごとに、必要に応じ、問5の考え方に基づき検討することになります。ただし、管理料は消費税の課税対象費目であるため、消費税が増税になった場合は、その都度、値上がりすることとなります。

問 1 4 墓じまいしたい場合はどうすればよいのですか？その場合、管理料はどうなるのですか？

お墓を使用されなくなる場合には、ご遺骨の移動手続きと同時に区画の返還手続きと墓石の撤去をしていただくこととなります。墓石の撤去には5万5千円程度(石材店によっては異なる場合や年度により変動があります。)が必要です。

管理料については、毎年度4月1日時点での墓地使用者(名義人)の方へ、ご請求させていただくこととなり、年度の途中で区画を返還されても管理料を還付することはできません。

なお、平尾墓園の区画を返還され、ご遺骨を平尾墓園内にございます合葬式納骨施設へ改葬する場合には、施設使用料が一部免除となる制度がございますので、ご活用ください。